

伊賀区域都市開発区域建設計画

平成18年7月

三重県

目 次

1 . 計画の性格.....	1
2 . 計画の対象区域.....	1
3 . 計画の期間.....	1
4 . 計画の基本的方向.....	1
5 . 人口の規模及び労働力の需給に関する事項.....	8
6 . 産業の業種、規模等に関する事項.....	8
7 . 土地の利用に関する事項.....	1 0
8 . 施設の整備に関する事項.....	1 1
9 . 環境の保全に関する事項.....	1 5
10 . 防災対策に関する事項.....	1 7

1 . 計画の性格

この計画は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づいて作成したものであって、伊賀区域都市開発区域の整備及び開発に関し、その基本的な方向及び施設の整備についての大綱を示したものである。

2 . 計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和 40 年 5 月 15 日総理府告示第 15 号をもって告示した伊賀区域都市開発区域であり、関係市は次のとおりである。

名張市（一部） 伊賀市（一部）

3 . 計画の期間

この計画の期間は、平成 18 年度から概ね 5 年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るとともに、新たに策定される国土形成計画を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

4 . 計画の基本的方向

(現状と課題)

本区域は、北に笠置山脈の支脈である高旗連山が連なり、東は鈴鹿連峰から布引山系へと続く標高 800m から 1,200m の山並が伊勢平野との境をなし、南には国見山、尼ヶ岳などの室生火山群が連なる四囲を山々に囲まれた典型的な盆地地帯であり、名張市と伊賀市の 2 市で構成されている。

また、近畿圏と中部圏の結節点に位置し、西は近郊整備区域の奈良地区を経て、同大阪地区につながり、北は琵琶湖東部都市開発区域に近接し、東は中部圏伊勢区域都市開発区域に隣接している。

さらに、東部から南部にかけての山地、高原一帯が室生赤目青山国定公園に指定されるなど優れた自然景観を有するとともに、京都・奈良や伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道を有し、古くから東西を結ぶ交通の要衝として栄えてきた。

このような地理的・歴史的背景から京・大和文化の影響を強く受けながら

も、東西両地域の接点として長い歴史のなかで培われた独自の文化を醸成し、歴史文化の薫る地域となっている。

本区域は京阪神大都市地域と名古屋大都市地域のほぼ中間に位置しているが、特に、地理的、歴史的に近畿圏の各府県（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）との結びつきが強く、企業立地や人口の流入が進む等、産業、生活等多様な側面において京阪神大都市地域と密接な関わりがあり、今後、さらに近畿圏の各府県との活発な交流・連携が期待できる地域である。

また、中部圏の中心をなす名古屋市からも約1時間の距離にあり、このような地理的近接性や交通利便性により近畿圏・中部圏の大都市地域との連携に優れ、これらの都市機能等を効果的に活用できる地域である。

さらに、隣接する区域において、第二名神高速道路や東海道新幹線にびわこ栗東駅（仮称）が整備されることにより、近畿圏・中部圏の各府県との交流・連携が期待できる。

なお、本地域の北部は、このような条件から国会等移転審議会の答申において、将来首都機能移転先候補地となる可能性がある「三重・畿央地域」に選定されている。

道路については、東西幹線として、一般国道25号（名阪国道）、国道163号、165号など、南北幹線として国道368号、422号などがあり、加えて本区域を環状に結ぶ伊賀コリドール（広域営農団地農道）の整備が進められている。

本区域は東西軸の整備に比べ、南北軸の整備が充分でなく、地域産業の活性化や住民生活の基盤となり、近畿圏・中部圏の各府県との交流、連携を支える道路整備が必要である。

鉄道については、東西軸として北部の西日本旅客鉄道関西本線、南部の近畿日本鉄道大阪線が、南北軸として近鉄伊賀線が通っている。このうち、西日本旅客鉄道関西本線は、名古屋市と大阪市を最短距離で結ぶ主要幹線鉄道であるものの、単線、非電化であることから輸送力の増大と利便性の向上が強く望まれている。

集客交流においても、近畿圏との関わりが深く、ほぼ半数が近畿圏からの観光客となっており、手軽に来て優れた自然や歴史文化にふれることができる地域となっている。今後、隠れた地域資源を発掘して磨き上げ、より深みのある地域の楽しみ方を提供することで、近畿圏からの来訪頻度を高めるとともに、近畿圏と中部圏の結節点に位置する地理的利点を活かして、中部圏からの誘客を図ることが望まれる。

本区域では、区域外に多くの若者が流出していることもあり、区域北部で

は高い高齢化率を示している。区域南部でも、大阪方面に通勤、通学している人が多く、都市としての拠点性が弱い構造となっている。

また、モータリゼーションの進展や大型店舗の郊外展開等により、中心市街地の機能が低下しており、活性化が求められる。

このため、若者の定住を促進する魅力ある産業の創出や雇用の場の確保とともに、魅力ある都市づくりが大きな課題となっている。

本区域経済は、バブル経済の崩壊以降、地場資本企業の大型倒産などが相次ぎ、農林業の経営も不安定化が著しく、一層兼業化が進んでいる。デフレ経済下での中小零細商工業界は、域外資本の流入により事業の廃止・倒産が進行し、地域住民の雇用崩壊など地方経済の疲弊が著しいため、更なる地域活性化に向けての地域経済基盤の醸成が急がれる。

本区域は、日系ブラジル人を始めとする外国人が多く居住している地域であり、長期定住化と集住化傾向が見られる中、教育・労働等の面で様々な課題が顕在化している。

本区域を流れる木津川流域の河川は、生活用水、農業用水を供給するとともに、大阪など下流部の住民にとっても貴重な水源でもある。平成 16 年度における水質測定結果（BOD）をみると、各観測点で環境基準を達成し、近年河川水質は概ね改善傾向にあるものの、当地域の生活排水処理施設整備率は平成 16 年度末で 68.6%と全国平均の 79.4%に比べて低い状況にある。

また、住民が安心して生活できるよう洪水調整機能の整備が必要である。

ごみ処理について、これまでは最適生産・最適消費・廃棄ゼロを基調とした持続可能な資源循環型社会の構築を目指し、ごみの排出抑制、再使用、再生利用や広域処理システムの構築などに対処してきた。しかし、従来型の適正処分を中心とするごみ処理システムは、環境への負荷が大きく、地球温暖化の進行や資源の枯渇に繋がる恐れがあるうえ、不適正処理を惹起する可能性もあり、「ごみをどう処理するか」というごみ政策を大きく転換する必要がある。

また、産業廃棄物については、最終処分場の新規設置が困難な状況にあり、不適正処理や不法投棄が社会問題化している。

東海地震、東南海・南海地震などの大規模地震の発生が切迫していることを踏まえ、平成 15 年に「三重地震対策アクションプログラム」を策定するとともに、平成 16 年には「三重県地震対策推進条例」を施行し、自助、共助、公助による地震対策に取り組んでいるが、新しい被害想定調査結果も踏まえ、ハード、ソフト両面から減災のための取組を一層推進していく必要がある。

さらに、近年多発する風水害に対応できる体制づくり、安定した復旧復興に向けた体制づくりに取り組む必要がある。

(基本方向)

以上のような現状と課題を踏まえ、本区域の地域整備の方向を次のとおりとする。

今後は、区域内外の産業集積、研究開発集積との交流・連携を推進し、新規、成長産業の創出や既存産業の高度化を進める等、産業振興を図る。また、本区域が有する優れた歴史文化資源と木津川流域をはじめとする豊かな自然の保全と再生を図るとともに、自然や歴史文化と調和した安全で潤いのある生活空間の創造を図る。これにより、質の高い暮らしが創造できる個性的で魅力的な一体性のある地域の形成を目指す。

また、地域住民が本区域の歴史文化の素晴らしさや暮らしやすさ等を再認識し、地域への愛着、誇り、さらには主体的に地域づくりに取り組む気運を醸成していく。

さらに、本区域は市町村合併により、2市体制に移行したことから、共通する地理的、歴史・文化的な背景を持つ名張市と伊賀市が自立を基本としつつも、地域の特性を発揮し、一体的な地域戦略のもとに相互の機能分担、連携を図り、本区域の均衡ある発展に取り組んでいく必要がある。

(1) ネットワークの形成のための基盤整備

京都、滋賀、奈良の三府県とまたがる「京滋奈三地域」として、我が国多数の歴史的、文化的資源や豊かな自然環境を生かした文化の創造を基調とする回廊的な広域連携軸の形成づくりを進めていく。

特に、共通する生活・文化・地域資源を有する甲賀地域、東大和地域との連携を強化する。

また、我が国の「国際競争力の強化」を図るためには、東京への過度の集中による弊害を取り除き、各地域を活性化させていく必要がある。そのためには、地域が府県境や圏域を超えて連携し、結束を高めていくことが求められ、当地域の地理的な近接性や交通利便性等を生かして、近畿圏と中部圏の連携強化の先導的役割を担うことが期待されている。

また、区域内のつながりを深めるとともに、隣接する地域との交流・連携を支えるための交通体系の整備を推進する。

道路に関しては、住民の生活を支える道路ネットワークの形成を基本として、安全性や利便性向上、地域の活性化支援等住民のニーズを踏まえた整備を目指すものとし、近畿自動車道名古屋大阪線の整備、一般国道 25 号（名阪国道；自動車専用道路）の高速機能の確保や一般国道 163 号の改良など東西方向の交通体系に加え、本区域から名神高速道路・第二名神高速道路へのアクセスとなる名神名阪連絡道路の調査や一般国道 368 号、422 号など南北方向の交通体系の整備を推進する。

鉄道に関しては、近畿圏と中部圏を乗り換えなしで近距離に結ぶことができるよう西日本旅客鉄道関西本線の複線電化による輸送力増強、輸送サービスの向上や、近畿日本鉄道大阪線及び伊賀線の輸送サービス等の向上を考えていく。特に伊賀線については、同線の活性化に向け、事業者、利用者、行政が一体となった取組を進める。

さらに、中央新幹線について、今後の社会・経済の動向、東海道新幹線の輸送状況及び整備新幹線の整備状況等を踏まえ調査を進めるほか、超電導磁気浮上式鉄道の実現化に向けた技術開発を進める。

地域内モビリティの充実を図ることにより、特に変化の激しい少子高齢化都市内での人的移動機能を確保し、中心市街地部と周辺農住地域との域内交流を活発化させる仕組みを構築する。

(2) 地域経済を支える産業振興

工業については、研究開発機能を有した企業や環境に配慮した企業の誘致を推進し、若者の定住を促進するような魅力ある就業の場の拡大と産業構造の高度化を図る。さらに、医療・健康・福祉産業の集積、連携を図る「メディカルバレー構想」、液晶をはじめとするフラットパネルディスプレイ（FPD）関連産業の集積を図る「クリスタルバレー構想」及び半導体産業の集積を目指す「シリコンバレー構想」に寄与する企業の誘致を図る。

また、新産業を創出し、生産、生活の均衡ある活力ある地域づくりに努める。

一方、この地域の文化的土壌のうえに息づいている伊賀焼、伊賀くみひも等の特徴ある地場産業や伊賀米、伊賀牛、伊賀豚等の産地としての農業が基幹産業となってきた。地域内で生産された物産に市場競争力と文化的価値を付加することで、伊賀ブランドを確立し、戦略的に発信する。

商業については、近年空洞化がみられる中心市街地において、中心市街地活性化法など「まちづくり三法」を踏まえた基本計画に基づき、中心市街地

を核としたコンパクトシティ化により賑わいの創出を実現するため、駅前等の市街地の整備改善やTMO（タウンマネジメント機関）を中心とし、地域貢献分野であるサービス産業の集積によるまちづくり機能を基調とした地域商業の活性化を図る。

(3) 訪れたいくなる地域づくり

平成16年に策定したおおむね10年先を見据えた「三重県観光振興プラン」に基づき、本区域では、歴史的町並みや伝統工芸等の歴史・文化的資源や里山等の自然資源を生かし、まちなか観光、体験観光やグリーンツーリズム等へつなげる取組を進める。このため、歴史・文化的資源を保存活用していくための地域の人材（サポーター）の育成やデータベースの作成を推進するとともに、それらを生かした地域づくりや、民家や商店等が所有する珍しいコレクション、伝統工芸品、伝統の技、手仕事等を展示公開する「伊賀まちかど博物館」を生かした地域づくりに取り組む。

また、地域の本物の魅力にじっくりと触れてもらうために、宿泊機能の充実や観光施設間の広域的ネットワーク化を促進していく。これにより、日帰り型または通過型の観光に滞在型の観光を加え、観光需要の多様化に応じた魅力の提供を図る。

本区域は松尾芭蕉、観阿弥、伊賀忍者などの歴史・文化的資源、赤目四十八滝、青山高原などの自然資源、さらには独自の特色ある産品等を有しており、こうした区域の魅力を京阪神大都市地域をはじめとする近畿圏、中部圏を中心として総合的に情報発信し、集客交流の推進や地域産品の販路拡大等につなげていく。

(4) 快適なまちづくり

障害者や高齢者をはじめとするすべての住民が、地域で自由かつ安全に行動できるように、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインを取り入れた施設の整備を進めるとともに、在住外国人が安心して暮らせる社会（多文化共生社会）の実現を目指して、まちづくりを推進する。

また、都市の公共下水道、都市公園などの都市施設の整備を進め、良質で耐震化の図られた住宅の供給を促進し、生活基盤の整備を進める。

また、地域のことは地域で責任をもって決める地域主権の社会を実現するため、防犯、防災、子育て、介護、地域づくりなど、様々な分野における地域の課題解決に向けた地域住民、各市の自治基本条例に基づく住民自治協議会等地域コミュニティやNPO等による主体的な活動を支援する。

(5) 環境保全

ごみ問題については、人々の意識や価値観、ライフスタイルや経済活動のあり方まで関わることから、平成 17 年に概ね 20 年先を見据えた「ごみゼロ社会実現プラン」を策定し、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不要物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現に向けて、住民、事業者、市町等との協働のもとに取り組むとともに、バイオマスの活用等による先導的循環ビジネスの創出、ごみ減量化等の取組を推進する。

また、産業廃棄物についても、不適正処理や不法投棄が発生しないよう、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進をはじめとした施策を推進する。

河川等公共用水域の水質改善には、生活排水処理施設の整備促進が急務であり、生活排水処理アクションプログラムに基づき、下水道・農業集落排水施設・浄化槽等生活排水処理施設整備を計画的に進め、木津川流域の河川の水質の保全及び改善に努める必要がある。

(6) 安全・安心を実感できる地域社会づくり

東海地震、東南海・南海地震の発生が想定される中、震災時には、家屋の倒壊等による被害や道路の被災による地域の孤立を防ぐ必要があることから、減災に向けて、誰もが安全なところに避難できるよう避難路等を整備するなどの避難体制を確立するとともに、住まいや避難所、医療施設などの耐震化を進める。また、震災後の救援活動や復興活動の基盤となる緊急輸送道路などの整備を進める。

また、木津川流域において、住民が安全に安心して生活するためには、洪水調整機能としての治水と長期的展望に立った利水を推進する必要があり、川上ダム建設促進を図る。

(配慮すべき事項)

厳しい財政状況の中、社会資本整備の新規投資が減少する一方、維持更新費が増大していくことは必至であることから、事業効果や投資の効率性について十分考慮する必要がある。

このため、ストックの有効活用を図るための手法の検討、PFIの導入や効率的、効果的な社会資本整備の実現を図るとともに、費用対効果分析等の客観的な評価による公共事業の決定プロセスの客観性・透明性を確保する。

なお、評価にあたっては、分野の異なる公共事業を同一基準で比較するとともに、環境面の効果を数値化して評価に組み入れることとする。また、公の領域は、行政のみならず、住民、NPO、企業、各市の自治基本条例に基づく住民自治協議会、地域コミュニティ等多様な主体が担い、支えていくという「新しい時代の公」の考え方にに基づき、住民が自ら政策形成に参画する仕組みや多様な主体の役割分担、協働の取組において共有すべきルール等の検討を積極的に進めていく。

なお、首都機能移転に関する検討の結果が得られ、本区域に重大な影響を及ぼす等、社会経済情勢の変化があった場合には、この計画の弾力的な運用又は見直しを行うものとする。

5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

(1) 区域内の人口及び世帯数は、平成17年の169.2千人、55.1千世帯から、平成22年には168.8千人、55.0千世帯になると見込まれ、平成17年に対して0.4千人、0.1千世帯の減少となる。

(2) 年齢階層別人口をみると、平成17年の年少人口24.8千人、生産年齢人口109千人、老年人口35千人から、平成22年には、年少人口は24.1千人へと微減、生産年齢人口106千人へと減少するのに対し、老年人口は39千人（対平成17年比9.8%増）へと増加するものと見込まれており、急速に高齢社会への移行が進むものと予想される。

(3) 労働力の需給については、需要面では技術革新の進展や経済のサービス化・グローバル化による産業構造の変化等により、専門的職種の需要が増加している一方、供給面においては労働力人口の高齢化や出生率の低下、若年労働者の減少、女性の職場進出等が一層進展する傾向がある。こうした労働力需給の量的、質的变化に対応して、職業訓練、職業指導等の雇用安定対策を推進するとともに、若年者、中高年齢者、女性、障害者等に対する雇用促進対策を積極的に進める。

6. 産業の業種、規模等に関する事項

京阪神地域等から、本区域への企業進出が多いことから、産業の立地環境の一層の向上を図る。

一方、京阪神地域は我が国固有数の大都市集積や優れた産業集積を有しており、こうした地域をはじめ近畿圏及び中部圏の各地域をマーケットと捉え、

積極的に本区域が有する魅力的な地域資源や立地特性をアピールしていく。

このため、行政、地域住民、NPO、事業者等が連携、協働して、情報発信を推進する。

イ 農林業においては、消費者の嗜好、価値観が多様化する中、食の安全性に対する関心が高まってきており、地域で生産される農林産物や農村等に由来するサービスを地域で消費・享受するという「地産地消」に取り組み、安全で安心できる食料の安定的な供給を図るとともに、食を通じた住民の健康づくり、食料自給率の向上、地域の環境保全、活性化につなげる。

このため、農業については、低コストで、生産性の高い水田農業の展開を図り、「伊賀米」の産地として良質米の生産拡大を図るとともに、大阪市場等に近接する優位性を活かした都市近郊型農業を育成し、畜産（伊賀牛、伊賀豚）、果樹（ぶどう）、野菜の特産地化を進める。

また、ほ場整備、広域営農団地農道（伊賀コリドール）の整備、流通機構の近代化等を促進し、農業生産基盤の整備に努めるとともに、これら基盤の整備と一体となった農業集落排水施設等農村の生活環境の整備を図る。

林業については、木材生産機能のみならず、森林の持つ国土の保全、水資源かん養等の公益的機能に配慮して、間伐等による適正な管理を促進し良好な森林保全を図るとともに、林道等の整備、林業基盤整備、経営体質の強化に努める。

また、生産、加工、販売が一体となり、高付加価値化による企業的経営が行われるよう農林業の第6次産業化を推し進めるとともに、深刻な地域問題である後継者の確保を図り、体験農場等の交流施設の整備、森林浴、自然観察、研修の場としての森林の整備等とあわせ、大都市に近い特性を活かした都市住民との交流を進める。

ロ 工業については、一般国道25号（名阪国道）沿線を中心に、大阪、名古屋の大都市からの企業進出により、すでに相当規模の機械、金属、輸送用機械・器具、医薬・化粧品等の工場立地がみられる。今後も、上野新都市や名張市滝之原工業団地等への企業立地を促進し、先端技術関連企業や研究開発機能を備えた企業などの誘導に努め、若者の定住を促進するような魅力ある就業の場の拡大と産業構造の高度化を図るものとする。

また、医療・健康・福祉産業の集積、連携を図る「メディカルバレー構想」、液晶をはじめとするフラットパネルディスプレイ（FPD）関連産業の集積を図る「クリスタルバレー構想」及び半導体産業の集積を目指す

「シリコンバレー構想」に寄与する企業、研究機関の誘致を図る。

さらに、新産業の創出については、起業、新産業進出を促進する環境整備を進める。このため、財団法人三重県産業支援センターにおいて企業の研究開発から事業化に至るまでの各段階に応じて必要な支援を一元的に提供することにより新産業の創出を総合的に支援する。

一方、伊賀くみひも、伊賀焼、伊賀酒など、伝統ある地場産業については、新しい需要に対応したデザイン開発力の強化や新商品・新技術の開発、さらには、後継者の育成、需要開拓を促進する。

八 商業については、モータリゼーションの進展等を背景に、近年空洞化がみられる伊賀市、名張市の中心市街地において、中心市街地活性化法による基本計画に基づき、駅前等の市街地の整備改善やTMO（タウンマネジメント機関）を中心とした商業の活性化を図り、「街の顔」としての個性ある地域の再生を図る。

集客交流については、恵まれた自然環境、名勝、史跡、まちなみや伝統行事等の歴史・文化的資源に加え、農業体験や動物とのふれあいを楽しむ体験型観光施設や、癒しやすらぎの場としての温泉施設等を活かし、都市近郊型の観光・レクリエーションゾーンの形成を図る。

また、歴史街道計画を推進し、歴史・文化を生かした広域的な地域振興・観光振興に取り組むものとする。

さらに、本区域は、歴史、文化、自然の豊富な地域資源を有しているにもかかわらず、その魅力が十分に活かし切れているとは言い難い状況であり、そのため、地域の本物の魅力にじっくりと触れてもらうために、宿泊機能の充実や観光施設間の広域的ネットワーク化を促進していく。

これにより、日帰り型または通過型の観光に滞在型の観光を加え、観光需要の多様化に応じた魅力の提供を図る。

7. 土地の利用に関する事項

(1) 本区域は、名張市及び伊賀市の中心地にはまとまりのある市街地が形成されている。区域の北部に位置する伊賀市は、この地域の行政、文化の中心として、また商業、業務の中核としての役割を果たしつつ発展してきたが、近年の交通網の整備により、住宅地の造成や工場の進出が行われ、市街地の拡大がさらに進みつつある。また、名張市とその周辺の南部地区は、近畿日本鉄道大阪線沿いに大規模住宅地の造成や工場の進出が行われ、さらに一般国道 165 号沿線やその周辺地域を中心として大型店舗やモータリゼーションに対応した郊外型店舗が進出している。

本区域の都市化の進展は、その速度をやや緩めるものと予想されるが、引き続き住宅用地の造成、工場の進出等が進み、これに伴い、人口の集積が進むとみられる。

一方、本区域の中間部は、木津川をはさんで両側に標高 160m ~ 250m の丘陵地が連たんし、豊かな自然環境、歴史、文化、農地、森林、河川等に恵まれた地域であり、これらの地域資源を生かした魅力的な地域づくりとともに、ゆとりと潤いのある生活空間を提供する場としての役割が期待されている。

このような地域の特性を踏まえ、区域全体が均衡ある一体的な発展を行うため、都市と農山村の相互の機能分担、連携を図りつつ、国土利用計画及び三重県土地利用基本計画に即した適正かつ合理的な土地利用を進めるものとする。

また、伊賀市においては生活用水に乏しく、地域発展のために川上ダムなど水資源の開発を促進する。

- (2) 北部地区については、市周辺及び一般国道 25 号（名阪国道）沿線に秩序ある市街地の形成を進め、その中心部を都市計画事業等により整備を図り、商業等の業務地域を配して都市機能の強化を図る。

本区域のほぼ中央部に位置する丘陵地一帯については、広域交流の拠点地域として、自然環境との調和に配慮しつつ、職・住・遊・学が備わった複合都市機能の整備を進め、快適都市空間の形成を図る。

南部地区については、大阪方面への通勤圏内にあり、都市化の進展等が見込まれるので、同市中心部における住宅地、商業等の業務地の計画的な整備を図り、都市機能の強化に努める。

工場用地については、国道及び主要地方道の整備促進に伴い、今後も工場用地としての需要が予想されるため、自然環境等との調和に配慮しつつ、必要な用地を確保することとし、幹線道路沿線を中心に適正かつ計画的な工業導入に努め、地域住民の生活基盤の確立と安定化を図る。

都市周辺の農山村は、地域の特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、農林地域として生産性の向上を図るため、必要な施策を講じる。

また、優れた自然環境、歴史、文化、農地、森林、河川等地域資源は都市住民に対し、ゆとりと潤いのある生活空間を提供するという観点から、その適正な保全と利用を図る。

8. 施設の整備に関する事項

この区域の均衡ある発展を図るため、計画の基本的方向に基づいて、自然環境、生活環境及び生産環境の調和のとれた魅力ある定住環境の整備を進めるものとし、その大綱は次のとおりである。

なお、施設の整備にあたっては、良好な景観に配慮するとともに、障害者、高齢者をはじめすべての住民が自由に行動し、安全かつ快適に暮らすことができるようユニバーサルデザインを取り入れる。

(1) 宅地

都市化の進展に対応するとともに、合理的な土地利用を確保するため、市街地の防災性の向上、公害の防止、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮しつつ、計画的な宅地開発事業を推進し、良好な住宅用地、工場用地を確保する。

イ 住宅用地

名張市、伊賀市等を中心として、良好な住宅用地の確保を図る。

ロ 工場用地

工場の立地動向を勘案しつつ、未分譲用地の解消に取り組むとともに魅力ある新たな工業用地の確保に努める。

(2) 交通施設

本区域の開発整備を効率的に推進するとともに、圏域内他地区や中部圏との広域交流を推進するため、環境保全に配慮しつつ、都市及び産業の配置に対応する総合的な交通体系の確立を図る。

イ 道路

交通需要の増大等に対応し、本区域と京阪神大都市地域、名古屋大都市地域、県北勢地域及び中南勢地域を結ぶ東西方向の幹線道路の整備強化に努めるとともに、琵琶湖南部地域等との連携を図るため、名神名阪連絡道路の調査を推進し、南北方向の幹線道路の建設を推進する。

また、区域内の連携強化、生活道路の確保を図るため、整備を進める主要な道路は次のとおりである。

一般国道 25号、163号、368号、422号

主要地方道 上野名張線、松阪青山線、青山美杉線、奈良名張線

さらに、一般国道 165 号等については、事業の着手検討を行うとともに、日常生活に密着した市道、交通安全施設、歩道のバリアフリー化等の整備を進める。

ロ 鉄軌道

近畿日本鉄道大阪線等及び伊賀線については、輸送サービス等の向上に向けた検討を行うとともに、特に伊賀線については、事業者、利用者、行政が一体となった活性化への取組を進める。

西日本旅客鉄道関西本線については、輸送改善について検討するとともに、電化や複線化も含めた今後の整備についても検討を行う。

さらに、中央新幹線について、今後の社会・経済の動向、東海道新幹線の輸送状況及び整備新幹線の整備状況等を踏まえ調査を進めるほか、超電導磁気浮上式鉄道の実現化に向けた技術開発を進める。

ハ 空港等

関西国際空港及び中部国際空港の中間地点に位置する特性を活かして、両空港を活用していく。

(3) 公園、緑地等

川上ダムにおいて、ダム周辺環境整備を進めるとともに、良好な自然環境を生かした公園施設の整備を進め、区域内外住民の交流拠点とする。

なお、これらの公園緑地の整備に当たっては、区域内における優れた自然環境の保全に配慮しながら適正な配置に努める。

(4) 供給施設及び処理施設

生活水準の向上、産業の発展等に対処するとともに公共用水域の水質保全に資するため、次のとおり供給・処理施設の整備を推進する。

イ 水道

安全な水道水を安定して供給するため、川上ダムの整備を促進するとともに、伊賀水道用水供給事業等、水道施設の整備拡充を図る。

ロ 下水道

都市の健全な発展及び生活環境の向上に寄与し、河川等公共用水域の水質保全に資するため、平成 22 年度における下水処理区域人口約 29.4 千人を目途に名張市、伊賀市において、公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備を促進する。

八 廃棄物処理施設

廃棄物の適正な処理を図るという従来からの施策に加え、さらなる循環型社会、ごみゼロ社会の形成推進に寄与するため、名張市・伊賀市循環型社会形成推進地域計画に基づき、リサイクルセンター、ストックヤード、焼却施設（熱回収施設）等のごみ処理施設の整備を図る。

なお、ストックヤード（計2施設）に係る1施設については、既に廃止された旧焼却施設の解体撤去を行った跡地を利用する。

また、し尿及び雑排水の処理については、地域の実状に応じて浄化槽などの生活排水処理施設の整備を図る。

(5) 河川、治山、砂防等

イ 災害を未然に防止し、地域住民の生活の安全を確保するため、淀川水系の河川改修を進めるとともに河川環境の保全に努める。また、前深瀬川に川上ダム建設事業の促進及び木津川に上野遊水地の早期建設を図る。

また、土砂災害の防止、自然環境の保全を図るため、淀川水系名張川、木津川等における治山、砂防事業及び地すべり対策事業並びに急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

ロ 本区域における道路網の整備による企業進出、住宅団地開発等に伴い水道用水などの需要が増大するものと見込まれるので、前深瀬川に多目的ダムを建設するなど水資源の開発を進めるとともに、河川に依存する各種用水間の水利用の調整に努める。

(6) 住宅等

高齢者のみ世帯の増加や街なか居住などの居住ニーズの多様化への対応、防災性の向上等に配慮しつつ、ゆとりある生活を実現するため、良質な住宅の供給を推進する。

また、歴史・文化的資源を有する既成市街地を活用し、魅力ある都市形成を図るとともに、防災まちづくりを進めるため、伊賀市の中心市街地においては、上野駅前地区市街地再開発事業や街なみ環境整備事業等を、名張市においては、名張まちなか再生プランによる市街地再生を推進する。

(7) 教育・文化・研究施設等

児童生徒数の増減に対応し、小・中学校等の計画的な施設整備を進める

とともに既存校についても老朽校舎の改築等所要の整備を進める。また、美旗古墳群の公有地化等文化財保護施設の整備を図る。さらに、上野新都市への高等教育機関、研究機関等の誘致を図る。

(8) その他の施設

イ 通信施設

平常時のみならず緊急時・災害時にも不可欠な通信手段となった携帯電話の不感地帯について、関係市と連携して携帯電話事業者への対策要請を行い、情報通信格差の是正を図る。

また、2011年の地上デジタル放送への完全移行時までに視聴環境整備が完了するようその状況を把握し、必要に応じて関係者への整備促進を働き掛ける。

ロ 社会福祉施設

児童福祉施設

子育て家庭を社会全体で支援するため、放課後児童クラブ室や児童館等の整備について次世代育成支援行動計画に沿って推進する。

障害者福祉施設

障害者福祉施設整備については、障害者自立支援法に基づく新たな施設体系を十分踏まえた上で推進する。

老人福祉施設

要介護高齢者等の需要に応じた良質な介護サービスを住み慣れた地域で出来るだけ受けられるよう必要な基盤整備を介護保険事業支援計画及び高齢者保健福祉計画に沿って推進する。

ハ 医療施設

少子高齢化等環境の変化に対応し、適切な医療サービスが受けられるよう、医療関係機関の機能分担と連携の強化を図りながら医療機関の整備を促進するとともに、高度な救急医療に対応するために第3次救急医療機関の整備を推進する。

9 環境の保全に関する事項

都市化の進展や生活様式の多様化に伴い、近年、大気汚染、水質汚濁、交通騒音、生活騒音、悪臭、廃棄物不法投棄による環境汚染などの都市・生活型公害とともに、地球温暖化に伴う気候変動や生態系への影響等、地球規模の環境問題が深刻化しつつある。

本区域における環境問題は、住民の健康、生活環境に影響を及ぼすだけで

なく、木津川流域の他の地域にも影響が及ぶこととなるため、本区域の地勢上の特性を的確に踏まえ、計画的に環境保全に努める必要がある。

このため、公害関係法令に基づく規制及び指導の徹底、各種生活環境施設の整備等の推進により、環境基準等の達成、維持に努めるなど環境の保全に関する施策を積極的に推進する。

また、これらの環境保全対策はもとより、三重県環境基本条例、三重県環境基本計画、ごみゼロ社会実現プラン、さらには、複雑かつ多様な環境問題に対応し、産業公害の防止に加え、生活環境の保全を図ることを目的とした三重県生活環境の保全に関する条例等に基づき、環境保全に関する施策を総合的・計画的に進め、エネルギーや資源の適正利用、廃棄物の発生抑制、再使用、再利用を基本とした環境への負荷の少ない持続可能な資源循環型社会の構築を図る。

イ 廃棄物対策については、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建築資材廃棄物の分別解体及び公共事業におけるリサイクル資材の利用推進を図る。

また、隣接県、各自治体及び県内森林組合と連携して、監視指導体制の強化などにより、不法投棄等の未然防止を図る。

廃棄物の発生抑制、再使用、再利用の推進については、ごみ処理の持つ未利用エネルギーの有効活用を推進するため、可燃性ごみを固形燃料（RDF）化するRDF化施設の安全確保を図るとともに、ごみゼロ社会実現プランに基づき、行政、事業者、住民等の協働により、資源循環型社会の構築に向けた効果的な取組を推進する。

ロ 大気汚染については、大気環境の状況を継続して監視測定するとともに、規制対象事業場に対する排出基準の徹底により、環境の保全を図る。

ハ 水質汚濁については、排出規制の徹底を図るほか、下水道・農業集落排水施設・浄化槽等の生活排水処理施設の整備を推進する。

また、土壌汚染については、汚染が判明した土地について適正な措置を指導し、環境リスクの低減を図る。

ニ 道路交通環境対策については、低公害車の普及を促進し、自動車から発する大気汚染物質や騒音の低減を図るとともに、沿道の土地利用状況を踏まえつつ、環境施設帯、遮音壁、植樹帯等の設置等、沿道環境の整備を推進する。

ホ 悪臭については、悪臭防止法等に基づき、工場・事業場等への規制及び指導の徹底を図る。

ヘ 自然環境保全対策については、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させ

るため、森林 GIS（地理情報システム）を活用して、地域の特性に応じた森林整備を推進する。

また、森林公園の適正な維持・管理を進めるとともに、市街地及びその周辺等における都市公園、緑地、河川空間の保全整備等を推進する。

生物多様性の確保のため、三重県レッドデータブックを活用し、絶滅のおそれのある動植物種の保全を図る。

ト これらの諸施策と併せて、環境保全に関する調査研究の充実及び技術開発成果の県内事業者などへの普及を推進するとともに、産官学による共同研究の取組を図る。

チ 地域における環境保全を推進するため、各自治体と県の ISO14001 ネットワーク化を促進するとともに、企業活動に伴う環境負荷の改善を図るため、事業者の ISO14001 の認証取得を促進する。

また、温室効果ガスの削減を図るため、太陽光発電施設や風力発電施設を設置し、バイオマス発電などの新エネルギーの導入を促進する。

リ 開発事業等に伴う環境汚染の未然防止を図るため、事業の実施に当たっては、必要に応じて事前に環境影響評価等を実施する。

また、工場や事業場の新增設に伴う公害の未然防止を図るため、三重県公害事前審査会条例に基づく公害事前審査制度の活用を促進する。

10. 防災対策に関する事項

山地、盆地からなる本区域は、古くから洪水等により多くの被害に見舞われ、治水対策が大きな課題となっており、伊賀市域の抜本的な治水対策として昭和 44 年から遊水地事業が進められている。

山地部は主として花崗岩類、丘陵地は古琵琶湖層群からなり、地質は脆弱であり、土砂災害の危険な箇所が多い。安政元年には内陸直下型の地震に見舞われ、盆地の沖積低地で亀裂が生じるなど、大きな被害を受けている。

また、本区域はその全区域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、今世紀前半の発生が危惧されている大規模地震への対策が喫緊の課題となっている。

以上のような状況を踏まえ、この区域においては、災害に強い県土づくりや三重地震対策アクションプログラムに基づき、自助・共助・公助による総合的かつ計画的な防災対策を推進する。

なお、防災対策の推進にあたっては、減災に向け、持続性ある地域防災力の向上を図るため、継続的な啓発活動を実施するとともに、自主防災組織の活性化、地域における避難体制の確立、産学官民による新たな防災体制の整

備等を推進する。

(1) 震災対策に関する事項

イ 地震に強い都市構造の形成

災害危険区域等における急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設、砂防設備、山地治山事業等の計画的な整備を進め、土砂災害の防止を図る。

また、地震により発生することが考えられる火災の延焼、拡大を防止するため建築物の不燃化の促進を図るとともに、都市公園の整備等により防災空間の整備拡大を図る。また、市街地再開発事業や土地区画整理事業の推進などにより、災害に強い都市構造の形成を図る。

道路、河川など骨格的な都市基盤施設の耐震性向上の確保を図るための整備等を推進する。

特に、避難、救助救援・消防、応急復旧、延焼防止のための道路を整備するとともに、広域幹線道路等の多重化、ネットワーク化の推進により、緊急輸送道路の確保を推進する。

ロ 建築物の耐震化

避難所をはじめ、庁舎、医療施設、学校等防災上重要な公共建築物及び不特定多数の者が利用する施設の耐震化を進める。また、木造住宅等一般建築物、特に避難路沿い、緊急輸送道路沿いの建築物について耐震化を促進する。

ハ ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン関連施設の耐震化を図る。

ニ 防災拠点の整備

災害時における応急対策、情報収集、通信、ヘリポート等の物質輸送、対策要員の詰所等となる防災拠点を整備する。

ホ 通信手段の確保

有線通信の途絶に備え、防災行政無線の整備など、多様な通信手段の確保を推進する。

(2) 風水害に関する事項

イ 風水害に強いまちの形成

災害危険区域等における急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設、砂防設備、山地治山事業等の計画的な整備を進め、土砂災害の防止を図るとともに、土砂災害に関する情報を住民に提供するなど、ハード、ソフト両面からの対策を推進する。

近年頻発する都市型水害に対する安全確保や流水の機能維持のため、淀川水系の河川の改修のみならず、調整池の設置貯留浸透施設の設置等流域の保水、遊水機能を確保するための施設の整備を進めるとともに、川上ダム、上野遊水地を早期に完成し、総合的な治水対策を進める。また、洪水シミュレーションを実施し、想定氾濫区域図を作成し、市における洪水ハザードマップ作成を支援する。

農地の多面的機能の保持、浸食や崩壊の防止、地すべり被害の防止などのため、農地防災対策や農地保全対策を推進する。

道路、河川など骨格的な都市基盤施設の風水害に対する安全性の確保を図るための整備を推進する。

ロ 建築物の安全化

避難所をはじめ、庁舎、医療施設、学校等防災上重要な公共建築物及び不特定多数の者が利用する施設の風水害に対する安全性の確保を推進する。

また、強風による落下物防止対策に努めるとともに、建築物を浸水被害から守るための施設整備を促進する。

ハ ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン関連施設の風災害に対する安全性の確保を図る。